

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 8 を次のとおり改め、令和 2 年 5 月 7 日から適用する。

別紙8中、2(4)チ(イ)のうち、「平成31年4月22日から令和元年5月10日、令和元年8月5日から令和元年8月16日、令和元年12月30日から令和2年1月10日及び令和2年4月27日から令和2年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においてはル(ホ)により適用することとする。」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年4月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 酒井 孝志